

集落活性化支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、館腰地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）で定めた地域のまちづくりの理念及び将来像の実現のために、館腰地域内の集落・団体が行う市民協働のまちづくりを推進する事業及び地域の課題解決に向けた取組み・事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(助成金の対象となる事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 芸術・文化・スポーツ事業
- (2) 防犯・防災対策事業
- (3) 景観・環境保全事業
- (4) 健康づくり事業
- (5) 高齢者福祉事業
- (6) 青少年健全育成事業
- (7) 子育て支援事業
- (8) 産業・観光振興事業
- (9) 文化伝承・後継者育成事業
- (10) 定住・地域間交流事業
- (11) 地域課題の解決に向けた取組み・事業
- (12) その他特に協議会が認める事業

2 前項のほか、複数の集落の連合体が行う前各号に掲げる事業に対する構成員として負担する経費についても対象とすることができる。

(助成金の額及び助成対象経費)

第3条 集落へ交付する助成金の額は、1集落・1団体あたり3万円を上限とする。ただし、助成事業に対し、補助金、参加料等、他の収入がある場合は、事業費から他の収入を控除した額の範囲内で助成金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は助成の対象外とする。

- (1) 事業関係者への報酬・手当等
- (2) 食糧費（ただし弁当、お茶代、懇親会等の参加費の一部補助を除く）
- (3) 領収書等により確認することが出来ない経費
- (4) その他、助成の対象として適切でないと認められる経費

(助成金の交付申請)

第4条 助成金を希望する集落・団体は、助成金交付申請書（様式第1号）を協議会に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 協議会は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査した上で助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請のあった集落・団体に対し通知するものとする。

(事業報告)

第6条 交付の決定を受けた集落は、事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の2月末のいずれか早い日までに事業実施報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 既に交付を受けた助成金の額に不要額が生じたときは、速やかに当該不要額を協議会に返還するものとする。

(交付回数の制限)

第7条 集落・団体は、この要綱により過去に助成金の交付を受けた事業であっても、当該事業に対する助成金の交付を申請できるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月20日から施行する。

この要綱は、令和6年4月3日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施工する。